（都市計画法施行令の一部改正）

第十二条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「建築の」を「建築等の」に改める。

第九条第一項第一号を削り、同項第二号中「もの」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「もの」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項第一号ロ中「、車線の数が四以上のもの又は」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「もの」の下に「（国又は都道府県が設置するものに限る。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を削る。

第十条（見出しを含む。）中「小規模な」を「大規模な」に改め、同条各号中「超えない」を「超える」に改める。

第十条の三を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（法第十五条第一項第七号の政令で定める市街地開発事業等予定区域）

第十条の二　法第十五条第一項第七号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものは、法第十二条の二第一項第五号又は第六号に掲げる予定区域とする。

第十九条第二項第一号中「首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を加え、同項第二号中「近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第百二十九号）」を加え、同項第三号中「中部圏開発整備法」の下に「（昭和四十一年法律第百二号）」を加える。

第二十一条第六号中「自動車ターミナル法」の下に「（昭和三十四年法律第百三十六号）」を加える。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改める。

第四十二条第二項中「都道府県知事」の下に「若しくは市長」を加え、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第四十五条を削る。

第四十四条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第四十五条とする。

第四十六条中「第八十七条の四第一項」を「第八十七条の三第一項」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　用途地域、特例容積率適用地区又は高層住居誘導地区

（都市再開発法施行令の一部改正）

第十三条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十五の表第六十六条第七項の項中「附加増置」を「付加増置」に改める。

第四十九条中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

第五十一条中「法第七条の四第一項、法第七条の五から第七条の七まで、法第六十条第一項、法第六十一条第一項、法第六十二条第一項及び第二項、法第六十六条、法第九十八条第二項（法第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに」を削る。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正）

第十四条　風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以上の風致地区」の下に「（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域にわたるものに限る。以下同じ。）」を加え、「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）及び（都の特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項中「指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下単に「特例市」という。）にあつては、それぞれその長。以下同じ」を「市（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という」に改め、同項第七号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第二項中「指定都市、中核市、特例市」を「市」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「市町村。」を「町村。」に、「都道府県知事等、」を「都道府県知事等、」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「都道府県知事又は」を「都道府県知事等又は」に改め、同条第四号ハ(2)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五号イ中「地貌」を「地貌」に改め、同条第六号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第八号中「堆積」を「堆積」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。第四条において同じ。）」を加える。

第三条第三項ただし書中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を「市」に、「指定都市又は中核市」を「市。次条において同じ。」に改める。

第九条第一項中「、指定都市」を「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」に、「、中核市」を「、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十六条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び当該地域の振興を図るための施設の整備に関する事項」を削り、同項に次の一号を加える。

三　航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項を定める場合にあつては、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、おおむね次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるよう努めること。

イ　生活環境施設

ロ　産業基盤施設

ハ　国土保全施設

ニ　スポーツ又はレクリエーションに関する施設

ホ　その他地域の振興に寄与する施設

第四条を次のように改める。

第四条　削除

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。